

平成24年度公害等調整委員会 政策評価懇談会議事録

日時：平成25年3月28日(木)10:00～12:00
場所：公害等調整委員会委員会室

公害等調整委員会事務局

○田口事務局長 平成24年度の公害等調整委員会政策評価懇談会を始めます。

開催に当たりまして、御出席いただいております有識者の皆様方の御紹介を申し上げます。

まず、東京経済大学現代法学部の磯野弥生教授でございます。

○磯野構成員 よろしくお願ひいたします。

○田口事務局長 続きましては、日本司法支援センター理事で弁護士の大川真郎先生でございます。

○大川構成員 大川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田口事務局長 続きまして、上智大学法学部の北村喜宣教授でございます。

○北村構成員 おはようございます。北村です。

○田口事務局長 続きまして、NHK放送総局の友井秀和解説委員でございます。

○友井構成員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○田口事務局長 次に、関西大学総合情報学部の名取良太教授でございます。

○名取構成員 名取でございます。よろしくお願ひいたします。

○田口事務局長 続きまして、栃木県公害審査会会長で宇都宮大学教育学部の山田洋一教授でございます。

○山田構成員 山田と申します。よろしくお願ひいたします。

○田口事務局長 以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、公害等調整委員会の出席者を紹介いたします。

富越和厚委員長でございます。

○富越委員長 昨年7月にこちらへ参りました。どうぞよろしくお願ひします。

○田口事務局長 次に、松森宏委員でございます。

○松森委員 松森です。よろしくお願ひします。

○田口事務局長 それから、柴山秀雄委員でございます。

○柴山委員 柴山でございます。よろしくお願ひします。

○田口事務局長 それから、吉村英子委員でございます。

○吉村委員 吉村です。昨年の7月からこちらへ来ております。よろしくお願ひします。

○田口事務局長 それから、事務局でございますが、事務局長の私、田口のほか、事務局次長の岡部。

○岡部事務局次長 岡部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田口事務局長 総務課長の米澤。

○米澤総務課長 米澤でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田口事務局長 課長補佐の陶山が出席しております。

○陶山課長補佐 陶山でございます。よろしくお願ひいたします。

○田口事務局長 なお、本日の司会進行は、私、田口が担当いたします。よろしくお願ひいたします。

次に、議事次第の2番目になりますが、委員長挨拶ということで、富越委員長より御挨拶申し上げます。

○富越委員長 それでは、一言御挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

当委員会では、政策評価懇談会を毎年開催させていただき、毎回、業務等について非常に貴重な御意見をいただいております。本年度も有識者の皆様に御参集いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

開催に当たり、本年度の当委員会の動きについて若干申し上げます。

新規に受け付けた公害紛争事件は、本日時点で28件となっております。また、係属した事件数は本日時点で73件であり昨年度の67件からさらに増加しております。

当委員会では、公害紛争の迅速・適正な解決に資するよう、多様化・複雑化する公害紛争について着実に対応するとともに、近年、公害紛争処理制度の利用の促進に向けた取組を行ってまいりました。具体的には、制度を利用する地方在住者の負担を軽減するため、いわゆる現地期日の積極的な開催や、当委員会が自ら行う職権調査の充実に取り組むとともに、国民や地方公共団体、弁護士などの関係機関に対する制度の周知・広報に努めてまいりました。その結果、当委員会に取り扱う係属事件が増加するなどの成果を上げてまいりましたが、こうした動向にあわせて、小規模な紛争や弁護士がつかない本人申請が増加するなどの傾向も見られております。

本日は、当委員会が来年度の業務を遂行していくに当たり、当委員会の取組全般について御知見を賜ればと考えております。有識者の皆様からは、ぜひ忌憚のない御意見をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申します。

○田口事務局長 ありがとうございます。

次に、米澤総務課長より当委員会の業務及び政策評価に関する取組について御説明をいたします。

○米澤総務課長 それでは、御説明を申し上げます。

本日用意しております資料は3点ございます。

まず、資料1にて御説明をいたします。「公害等調整委員会の政策・目標と24年度における取組」と題した資料でございます。

まず、政策評価法に基づく政策評価の仕組みと、この懇談会の位置付けについて、御紹介をさせていただきます。

政策評価の実施主体は、政策評価法に基づきまして、各行政機関でございますので、総務省の一部局としてではなく、公害等調整委員会として評価を実施することになっております。

その政策評価の主な仕組みでございますけれども、まず、政府が政策評価に関する基本方針を策定・公表いたしまして、それに基づきまして、公調委も含めて各行政機関が、中

期的な基本計画、それから1年ごとの実施計画を策定・公表いたします。さらに、これらの基本計画と実施計画に基づきまして個別の評価を実施いたしまして、評価書を作成・公表するといった流れになっております。

こういった仕組みの中でのこの懇談会の位置付けでございますけれども、公害等調整委員会の評価に関する中期的な基本計画の中におきまして、評価実施に当たっての学識経験者の皆様の御知見の活用について位置付けられているというものでございます。

参考のところに、評価の大まかな流れを整理しておりますけれども、現在、25年度の評価の実施計画の策定に先立ちまして、24年度の当委員会の施策の実施状況について確認をしているところでございます。こういった作業を経まして、4月ごろに評価の実施計画を公表し、夏ごろに評価書を作成いたします。この際、改めて皆様方にこの評価書の案を事前に御説明申し上げようと思っております。この評価結果を基にして、適時、予算への反映、日々の業務への反映を行うという流れでございます。こういった流れを毎年繰り返していくということになってございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして3ページを御覧ください。このページは、この資料の全体像を整理しております。公害等調整委員会の担うべき政策と目標といたしまして、政策として、大きな柱としては公害紛争の処理、それから、もう一つの柱として土地利用の調整という政策を掲げております。それぞれの政策に対しまして、迅速・適正な処理、制度利用の促進、それから、鉱業と一般公益との調整、土地利用に関する適正な処分の確保といった目標をそれぞれ設定いたしております。これに対しまして、取組の骨子として、まず平成23年度から25年度を対象としております基本計画期間の課題例の設定をしております。それから、公害紛争に係る取組として、申請相談・事件の受付、事件の迅速な処理、現地期日・現地調査の実施といったことでございませうか、制度・運用の浸透という点であれば、公害紛争処理制度の周知・広報や地方公共団体との連携などが主な柱になってございます。

先ほど少し申し上げました現行基本計画中の課題例は、以下のとおり整理をさせていただきます。

まず、申請相談では、住民の皆様からの相談が適切に受けられるように自治体と連携をするといったことや、大規模事件の受付にもつながる広報の在り方。それから、下の段にいきまして、事件の受付では、円滑な審理や申請人の理解促進のために、事案に応じて内容を掘り下げて聞くなど、係属後を見越した相談・受付の在り方。それから、事件処理につきましては、円滑・迅速な審理のため、事案の規模・性格に応じた柔軟で実効的な対応の在り方。それから、事件調査につきましては迅速な審理、それから、予算の適正執行を損なわないように現地期日や調査の在り方を工夫していくといった課題がございませう。

こういった課題を踏まえまして、平成24年度におきましては、次ページ以降のとおり取組を推進しているところでございます。

5ページの、紛争処理の取組状況のうちの申請相談・事件の受付についてでございます。

この目標・方向性としては、制度の利用の促進に向けた周知・広報と丁寧な相談対応、それから、都道府県の公害審査会などとの連携といった目標を設定いたしております。

これに対しまして、主な取組といたしまして、地方公共団体など関係機関への訪問ですとか、地方公共団体との会議などでの制度の周知、それから、法テラスのコールセンターオペレーター向けの研修ですとか、全国の地方裁判所、高等裁判所への制度の周知、申請相談へのより丁寧な対応といったような取組が柱としてございます。

こういったことについての実績といたしまして、右の欄を御覧いただきますと、申請相談件数としては年々増加をいたしております、23年度の同時期、4月から1月までの期間を区切って比較してみますと、23年度の実績266件に対しまして今年度306件と、およそ15%程度増えております。また、先ほど富越委員長からも御紹介申し上げましたように、事件の係属件数は引き続き増加をいたしております。この参考の表では、平成元年度、それから21年度以降の数字を整理しておりますけれども、一番下の欄、全係属件数を御覧いただきますと、平成元年度25件だったところが、21年度42件、22年度、23年度と24年度と、年々増加して推移しております。受付件数といたしましては、今年度は、現在のところ28件でして、昨年度の29件とほぼ同様の水準で推移しております。

それから次に、公害紛争処理制度の取組のうち、事件の迅速な処理という点についてでございます。

これにつきましては、事件の計画的な処理、特に裁定事件につきましては標準処理期間を設定してございまして、基本的には1年6か月で処理をしようという目標を設定してございます。

このために、取組として、審問期日を効率的に開催するなど、審理の迅速化を図るということでもありますとか、小規模な事件であれば、事案の性格に応じて簡便・柔軟な手続を進行していくといったようなことに取り組んでおります。

実績でございますけれども、平成21年度以降受け付けました裁定事件について見ますと、現在のところ、平均処理期間としては1年6か月と、目標どおりになってございます。また、最初は裁定が申請されてきた事案であっても、当事者の話し合いの調停という手続に移行して終結した事件は、裁定のまま終結した事件よりも平均約5か月早く終結をいたしております。具体的な数字としては、調停で終結した事件は4件ございまして、約1年2か月で終結しているという実績がございまして、例えばレストランのお客さんの喚声などによって精神的な被害を受けたとした原因裁定事件では、約6か月で解決を見たところでございますし、また、ビル解体工事の騒音被害の損害賠償請求事件につきましては、3か月で解決をしたといった事例もあるところでございます。

次に、1枚おめぐりいただきまして、公害紛争処理の取組として、現地期日・現地調査についてでございます。

これにつきましては、現地期日の積極的な開催という目標、それから、必要な事件調査の適時適切な実施といったことを目標として設定してございます。

取組といたしまして、現地期日や事件についてもなるべく効率的に行うということで、例えば現地期日、現地調査、いずれも地方に出張して行いますので、その現地期日と現地調査を1度の出張に集約して行うということでもありますとか、事件調査をできるだけ絞って、因果関係の特定が困難な事件に重点化していこうといったことを工夫しているところでございます。今年度予算案におきましては、厳しい財政事情の中ではありますけれども、現地期日・事件調査の関係の予算は、例年並みの予算を確保しているところでございます。

実績でございますけれども、現地期日の開催回数としては、昨年度よりも若干増加をいたしております。事件調査で、大がかりなものは調査会社に委託を実施しております。例えば、現在係属している事件の中でも、寝屋川の大気汚染事件でございますとか、島原の水質汚濁事件、これは地下水が汚染されたという主張でございますので、ボーリングなどの大規模な調査が必要になってまいります。そういった事件も含めまして、五つの事件につきまして調査会社に調査を委託して実施をしております。また一方で、できれば簡便な調査もできないだろうかということで、最近取組を始めましたのは、事件調査のために専門家の方を専門委員として委嘱をして任命しているのですが、そういった専門委員の方に調査を委託し、経費を節減するといったようなことも一部始めているところでございます。そういったことが現地期日・現地調査についてでございます。

それから次に、公害紛争処理の取組の二つ目の柱として、制度・運用の浸透がございません。

そのうちの一つとして制度の利用促進のために効果的な広報、関係機関への周知を図るという目標がございます。

具体的な取組として、自治体への働きかけでございますとか、弁護士会や裁判所への働きかけといったことに取り組んでおります。

まず、実績といたしましては、自治体向けとして、首都圏の市や区を中心に約70か所を訪問いたしております。それから、こういった取組を、近畿圏や中国・九州などにも拡大をしようとしてつづいてございます。

それから、法曹向けでございますけれども、特に弁護士への周知、裁判官への周知といったことを問題意識として持っております。そこで弁護士、特に今回は松森委員にも一役買っただきまして、民事訴訟制度に非常に強い関心をお持ちの弁護士を中心に、公害紛争処理制度をテーマとした勉強会を開催いたしました。それから原因裁定嘱託制度、これは民事訴訟の手続の過程で、私ども公害等調整委員会に因果関係の有無についての判定を嘱託できるという仕組みでございますが、この原因裁定嘱託制度について裁判官に周知を図っていくために、これは委員長から働きかけをしていただきまして、裁判官への説明を始めております。今年度といたしましては、東京地裁で1回行い、来年度は、名古屋、大阪で説明の機会を持つことを予定いたしております。続いて、ハのところでございますが、原因裁定嘱託制度については、全国の地方裁判所、高等裁判所に、文書での周知を図っております。

こういったことも行ってはおりますが、制度の認知は、まだ自治体、地方公共団体経由が大部分でございまして、私どもに係属した事件のうち、弁護士が選任された事件の割合も依然低調であります。今年度、弁護士が選任された事件の割合は32%で、昨年度はまだ52%でありましたので、低下しているということで、この辺りが課題であると考えております。

次の9ページを御覧いただきますと、制度・運用の浸透ということで、地方公共団体との連携についてでございます。都道府県の公害審査会も公害紛争事件を取り扱っていますし、市区町村におきましては日常的な公害苦情に対応をしています。

こういった中での連携を図っていくというものでございますけれども、まず、地方公共団体が事案を取り扱う中で、当委員会の、例えば原因裁定制度を活用していただくといったこととありますとか、地方公共団体ではなかなか解決が難しい事件は公害等調整委員会に引き継いでもらうといったような働きかけをしております。

それから、国や県との間で情報交換や研修、支援を実施するといったような目標でございますが、実績といたしまして、これは毎年1回でありますけれども、公害紛争処理連絡協議会を開催いたしております。これは、都道府県の公害審査会の委員、それから、その担当者の方を対象として、公調委と公害審査会、それぞれの取組状況について、お互いに意見・情報を交換し合う場でございます。

それから、二つ目として、全国6地域に分けたブロック会議というものを開催しております。これはもう少し実務レベルの研究会でございますけれども、ここでは地方公共団体を取り扱った事例の研究を中心といたしまして、現場職員のノウハウの向上を図るといったこととありますとか、困難事案への公調委の仕組みの活用について働きかけをするといったことに取り組んでおります。

こういったことに基づきまして公害等調整委員会に、都道府県の公害審査会で係属していた事件や係属中の事件ですとか、公害審査会では手続が打ち切られた事件で、公調委に係属しているものも数件見られます。逆に、本来は県の公害審査会の管轄であっても、全国的な見地からの解決が必要であると思われるような事件については、公害等調整委員会に引き継がれて、手続を進めている事例も若干ございます。

ここまでの公害紛争処理についてでございます。

二つ目といたしまして、土地利用調整の取組状況でございます。公調委では、鉱区禁止地域の指定、鉱業に係る行政処分に対する不服の裁定、土地収用法に基づく不服申立てが国土交通大臣になされ、国土交通大臣が裁定するに当たっての意見照会への対応と、主にこの三つの手続がございますが、それぞれ適正に手続を実施いたしております。

最後のページに、これまでの動向と今後の課題ということを整理した資料がございますが、左の方を御覧いただきますと、申請相談、事件受付から、証拠調べ、期日、現地調査、裁定、調停というふうに、手続の流れを縦に整理しており、手続のそれぞれの場面で、こういった動向が見られるかを示しております。

申請相談の方から申し上げますと、苦情相談を十分に経ないで、申請がなされるといった小規模事件が見られます。それから、先ほどからの繰り返しにもなりますが、弁護士が選任される事件の割合が低調です。また、こういった小規模事件では、本人申請であることが多いので、事実関係や主張の整理、証拠の提出が非効率になりがちといった傾向が見られます。それから、社会性や困難度が高い事件でありますとか遠隔地の事件が増えていく一方で、どうしても予算は有限であるという制約もございます。

こういった状況を踏まえまして、平成25年度以降の課題を整理してみました。相談者や申請人の主体的な取組、主体的な取組と申しますのは、当事者の主張立証が基本であることをしっかり周知していく、御理解していただくといったようなことが必要であろうというふうに考えています。それから、必要に応じて自治体との連携の推進を図ること。制度の利用経験のない弁護士の方にも十分浸透するように周知を工夫していくこと。小規模案件の多い紛争類型については、申請書の記載例の充実を図るなどの工夫をしていくこと。それから、事件の規模や社会性、困難度に応じて審問手続やリソースの配分を、メリハリをつけていくこと。委託調査を実施する場合には、その必要性について精査をするといったことや、先ほど申し上げましたような簡易な調査で代替できないか検討するといったようなことも、取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。おおむね、以上の課題を整理しているところでございます。

それから、一番最後は、御参考として挙げさせていただきましたけれども、昨年、神栖市のヒ素事件が大分マスコミにも取り上げていただきましたので、簡単に御紹介をさせていただきます。

これは、平成5年から9年の間に、何者かが、大量のD P A Aというヒ素化合物、もともと陸軍が毒ガス兵器の原料とした物質だそうでしたが、これを地中に流し込んだことが原因となって、このヒ素化合物が地下水の中に降下・浸透していったという事件であります。これによって、子どもの精神遅滞などの深刻な健康被害が生じたといったことがありまして、訴えられたのは茨城県と、それから国でございます。

茨城県につきましては、申請人側の御主張としては、水質汚濁防止法などに基づく行政上の規制権限を行使しなかった、それによって地下水の汚染の拡大を防止せず、健康被害が生じたという御主張でございます。これに対して裁定といたしまして、茨城県が、高度の汚染を把握したにもかかわらず何らの周知措置もとらず、また、周辺井戸からヒ素が検出されなかったことなどから、自然由来のものと判断し、さらなる原因究明を行わなかったということで、茨城県の責任を認めております。

一方、国につきましては、申請人らは、このヒ素化合物がもともとは陸軍の兵器に由来するものであったにもかかわらず、国が適切な保管義務を怠ったために汚染されたという御主張をされたわけですが、裁定といたしましては、国については、第三者による故意の廃棄行為についてまで未然に防止する管理義務やその違反を認定することは困難であるとして、責任を認めなかったといった裁定結果でございます。

こういったことで、小児の精神遅滞などの健康被害、それから農地の休業被害などについて、総額2,826万円の慰謝料の支払を認容した結果になってございます。

その後、この裁定の結果を踏まえ、茨城県と申請人側との間で和解がなされました。

それから、本日お配りしている資料として、あと二つございます。こちらも簡単に御説明をいたします。

まず、資料2は、平成25年度の公害等調整委員会事後評価実施計画というものでございまして、25年度の施策の実施状況を評価するための計画でございます。今回は、現行の中期計画が23年度から25年度を対象とした3か年の基本計画でございまして、その基本計画の最終年度の計画ということで、これまでと内容の修正はございません。

具体的にはどんなものか、どんなことが書かれているかと申しますと、1枚おめくりいただきまして、横になっておりますが、この表の形式で、基本政策、目標、主な指標、目標値を整理してございます。

政策として、公害等調整委員会の任務の遂行、公害紛争の処理という政策に対しまして、公害紛争事件の適正な処理を図るといったこととございまして、公害紛争処理制度の利用の促進を図るといった目標、さらに若干細かい目標として、因果関係解明のために事件調査を積極的・効率的に実施するでありますとか、標準処理期間を1年6か月とするといったような目標を定めております。その目標に対する測定指標として、例えば相談受付、係属、終結の状況でございまして、事件調査の実施状況、それから、標準的な処理期間に対して実際の処理期間がどうであったか、現地期日の開催状況がどうであったかなどなどの測定指標を設けてございます。

こういったことで、23、24、25年度の基本計画の中で、これまでの実施計画と基本的に同様の中身で25年度の評価を行っていかうといった案でございます。

一番最後の資料、これは、これまでお話ししたような評価の仕組みや、公害等調整委員会についての評価の仕組みのアウトラインを、これは、政策評価制度全体を所管しております総務省の定めた一定の様式にまとめたものでございます。内容的には大部分重複をいたしますので、御説明を省略させていただきます。

私からは以上でございます。

○田口事務局長 それでは、これより意見交換に入りたいと存じます。どなたからでも結構でございますので、御意見、御質問、御要望等ございましたら、何なりと御発言をいただければと存じます。

○大川構成員 では、素朴な質問から。事件数は余り増えていないですね。この原因なんですか、日本の環境状況といいますか、客観的な状態というのが、紛争が生じる状況ではないということなのか。あるいは、そういう状況はあるけれども、主体的な努力がいま一步足りないということで件数増に至っていないのかという点については、どうふうにご検討いただけますか。

○米澤総務課長 この傾向も、なかなか毎年、その年度によって若干違うということとはご

ございますけれども、私どもの努力の余地は、まだまだあるのかなというふうには考えております。特に制度の周知も、なかなか首都圏を超えてできていない状況もございますので、今後、どのように効果的に周知を図っていくのかということは課題であろうというふうに思っております。

○田口事務局長　なお、全国の公害苦情相談というのは、最近若干減少傾向なのですが、様々な事例を合わせて年間8万件程度ございまして、大半が、1週間、1か月ぐらいで解決を見ます。ただ、紛争になるものは、公調委のものですとか都道府県公害審査会等に係属するものを合わせて数十件、裁判所の方の統計を拝見しますと、裁判の方も併せて100件程度ですので、苦情としてはたくさんあるけれども、紛争というところまではなかなかいかないのかなというのがあります。

しかし潜在的には、8万件というような数字がございますので、そういったところで、地方公共団体ですとか、法曹界に、いろいろと制度を周知するよう努めてまいります。

○富越委員長　昭和30年代、40年代の、イタイイタイ病や四日市ぜんそく、水俣病などのいわゆる大公害事件については、日本の産業全体が、非常にしっかりしてきているという気はしています。そして、先ほどの説明の中であったように、宣伝、広報の結果、小規模な事件の申請が増えています。

実は今、日本の中で一番大きな事件というのは多分原発事故関連だと思うのですが、原発事故の関係の方は今、原子力損害賠償紛争解決センターへ申請がされているので、こちらには申請が少ない。ただ、理論的には原発事故でも、大気汚染ということになれば、公調委でも受けることができるのです。

今、こちらに来ているのは、先ほどの報告の中で具体例が挙がっているものでは、例えば7ページのところで、委託調査の実施として、「5事件について、調査会社に調査を委託。」と記載しております。どんな事件かということ、寝屋川大気汚染事件は、寝屋川市のプラスチック廃棄工場からプラスチックの廃棄に伴う悪臭がし、それに含まれるさまざまな物質で健康被害が生じているのではないかという事件です。それから、島原の水質汚濁事件は、扇状地の上の方に養豚場や養鶏場などがあり、その雑排水が流れ込んでいて、下流域において水質汚濁が生じているのではないかという事件です。

さらに大きな大公害事件というのは申請されておらず、それはおそらく、隠れていると言うよりは、日本の公害意識が高まってきているから、発生が抑制されているのではないかという気がしています。

また、増えている事件は非常に近隣紛争に近い事件です。周辺一定程度の広がりを持つなら、定義上公害に当たるため、そういった事件がかなり増えてきた。

ですから、広報についても、例えば裁判所に説明に行こうと思っているのは、裁判は、非常に立証責任、当事者主義がきつい世界ですから、立証がないと棄却になってしまふところを、その中に本当に救済しなくてはならない公害があるならば、それは職権で国の資金を使って調査しますので、こちらへ回してくださいねということです。

その意味で、先ほどの御質問の答えになるかどうか分かりませんが、自治体に対しては、かなり細かいところまでたくさん来ていて、こちらの方にも上がってきている。今上がってきている件数が、例えば年間28件、裁定事件でいうと23件なんですけれども、それが多いか少ないのかと言われると、非常に難しいところです。ただ、今こちらで考えなくてはならないのは、例えば隠れている公害というのがあるならば、それはぜひ拾っていかなければならないということです。

それから、非常に難しい話で、先ほどの説明に予算の効率的な運用がございます。これも端的に言いますと、例えば、少し資料を御覧いただきますと、7ページの先ほど御覧いただいたところなんですけれども、予算の話がございまして、この中で事件調査費用約3,000万と記載しております。年間約3,000万を、例えば裁定事件を、実際には23件ですが、仮に20件と考えると、1件当たり単価として150万円ぐらいです。ところが、実際には、先ほどの島原水質汚濁や寝屋川に一千万単位で使っており、残りが非常に少なくなります。だから、その辺りも考えなければなりません。また、近隣紛争であっても、こちらで受け付けるということは公害はやはり国家の関心事だという非常にシンボリックな意味があるので、そういう意味で、事柄は小さいとしても、それはこちらで受け付けます。さらに、調査した結果、それに広がりがあるならば、まさに原因関係を徹底的に究明するといったスタンスのもとでやっているものですから、その意味で、なるべく門戸を広くという一方で、予算制約の中でどういうふうにお金を使っていくかが悩みというところでもあります。○友井構成員　そういう意味では、こちらの組織の名前でイメージするのはやはり水俣病等の事例ですので、おそらく、騒音や振動等というときに、ネットで調べたり、どこに言えばいいのか分からない場合に、最初から公害等調整委員会で検索する方というのは、なかなかいらいらしないと思います。一般の方の相談、ここまでつながる経路が市区町村からのものが多いというのは、素直かなと思います。

逆に言うと、インターネットで、騒音・振動というので公調委につながる形になっていけば、さらに周知されていくのかなというふうに思います。そういった意味で、「公害」という言葉のイメージと、こちらで今やっていることというのと、ネーミングとのギャップが確かにあるというふうに思います。しかし一方で、これも公害として国の職権でやるのだということは、多分、もっと広く知られば、まだまだ申請が増える余地があるのだろうなというふうには思います。

○松森委員　ただいまのお話に関連するかと思いますが、最近、小規模の近隣の騒音トラブルについて、市町村を経由しないで公調委に直接裁定申請されることが増えてきています。そして、そのような事件の中には、公害として扱うべきか、悩ませられる事件があります。つまり、隣近所の騒音問題で、申請人自身は騒音で精神的被害を受けたと思っていますが、他の近隣の人々には煩音の枠内にあるのか申請を考えていない事例が少なからずあります。このような事案でも、今後そのトラブルが拡大しないように、なるべく円満に和解による解決ができればということで、当委員会で

は簡便柔軟な手続きにより早期に和解により解決するように進めています。

特に、小規模の近隣の騒音などのトラブルは、互いの立場・生活環境に配慮し、現実的な最善な解決を見つけ抜本的な解決をするように導くことが重要であると考えられます。そこで、早い段階で事務局職員に現地調査及び当事者や市区町村へのヒアリングをしてもらいます。そのヒアリングなどの内容により、和解できそうかどうかを判断します。そして和解が妥当な事案であれば事務局職員に機動的に和解の労を執ってもらおうようにしています。

ところで、インターネットなどを見て研究して申請されるような方の中には、自分の権利・言い分が正しいとの思い込みが強い人がおります。そのような人の場合、早期に話を聞くようにしないと、その主張がどんどんエスカレートし、偏った証拠などの収集にのめり込んでしまうことが見受けられます。そして、そのため話し合い解決の道が閉ざされる可能性があります。そこで、早めに事務局職員に現地へ調査に行ってもらい、また当事者などにヒアリングをしてもらいます。申請人の中にはそれだけでも喜んでくれ、主張を穏便な方向に修正される方もいます。申請人にとって話を聞いてくれる人がいるということが、一番重要なのかなと感じることがかなりあります。

そして事務局が得た情報をもとに、早めに事案に応じ現地調査に行ったり、進行協議期日や調停期日、審問期日を開いたりして、なるべく当事者の話を直接聞き、気持ちを酌み取るようにしています

このように当委員会での手続の方が、裁判所よりも機動的に、早期に情報を公平に集めて、近隣紛争を抜本的に解決する調停ができる点にメリットがあるのではないかと考えています。

この小規模事件の取組に関連して、先ほどの総務課長の報告にありました裁定申請された事案で調停に移行し終結した事件の中に、私が裁定委員長をしていた事件がありますので、少し補足説明させていただきたいと思います。

まず、6か月でまとまったレストランからの騒音による騒音被害の事件ですが、当事者双方に代理人がついており、申請書と答弁書の記述の中に和解を希望するというようなメッセージを読み取ることができました。またこの事件は原因裁定申請事件でしたが双方の代理人は裁定によっては抜本的な解決が得られないことを理解されていました。そのため双方が納得できるよう、無理のない調停条項を提示することができ、それにより調停が成立した事案です。

次に、3か月でまとまったビルの解体工事による騒音被害の損害賠償請求事件ですが、申請を受けたときに、早期に和解することが相当な事案だと思われ、すぐに事務局職員に現地調査およびヒアリングをしてもらいました。そのヒアリングによって、申請人は耐え切れないほどの騒音の発生があったという自分の主張が言い掛かりでないことを認めてもらえば良いということであり、また被申請人は大手の会社で、顧問弁護士が担当者に、これは話し合いでまとめるべき事件なので和解を進めるように指示

してくれていることが分かりました。特に被申請人には、解体工事後に建物を建てる予定があり、建物を建てるときに再度もめるよりも謝礼金のような形ないし和解協力金などの形でまとめたようでした。そこで、事務局職員に話を進めてもらい、結局騒音としては被害は認められないけれども、今後の工事はなるべく迷惑かけないようにするなどの条項を入れて、双方が納得するような調停が成立しました。この事件は、期日を入れる関係で3か月かかっていますが、実質的には2か月でまとまっていた事案です。

○友井構成員 民事裁判の調査で、何に納得するか、何によって高い評価になるかという点、結果が自分の求めたものになったかどうか大きいけれども、それよりも、公正な判断をしてくれたとか、あと裁判官の傾聴という、要するに、よく聞いてくれたということが非常に納得度に影響を与えているというのが出ておりました。特に弁護士がいないとなると、その役目というのはこの委員会にかかってくるので、そういう意味では、そこでどのような対応をするかによって、納得度が大きく左右されると思います。現地調査などは非常に納得度が高まることなのだろうと思います。

ただ、現地調査は、7回から、今年度9回に増えたというようなことでしたが、平成22年度は20回程あり、もっと多かったかと思います。これは、今は減っているということなのか、たまたまなのか、その辺りはどのようにお考えですか。

○米澤総務課長 先ほど申した数字は、実際に調査会社と契約手続を行ったものということでありまして、そういうものに至らず、職員が現地に行くとか、そういったものはカウントしておりません。

○友井構成員 では、そのカウントの仕方が変わったということですね。

○米澤総務課長 はい。

○富越委員長 その御説明をすると、皆さんのイメージの中で、裁判所だと、例えば合議事件という3人のパネルをつくって、その3人が中心になって法廷を開いて、あるいは、その中の1人が受命裁判官になったり、あるいは担当者として事件整理をしたりして、基本的には裁判所でやる、法廷を繰り返していきます。

ところが、ここは非常に面白いことに、行政機関という形になっているものですから、判断者3人のパネルがすべてを行うという形ではなく、事務局が動くという仕組みになっています。その意味で、審査官というポジションがあるのですが、その審査官という方が事件を担当すると、まさに職権調査の一環として、当事者の申立てがなくても、現地へ行って話を聞くとか、あるいは地方自治体の話を聞いてくるということが出来ます。この現地調査というのを数値に入れると、数がぐっと増えます。

どの事件も基本的には、まず事件が起きると、実情調査のために、事務局が出かけて、周辺の聞き込みをしてきます。そこで併せて、現地に行って、当事者に会えば当事者からも聞き込みをしてくるという現地調査を行っています。そこで、さらに双方の話を整理して、裁判所で言う主張整理に当たる弁論準備的なことを事務局レベルで行い、それで、

中身が煮詰まったところで、審問期日を開催いたします。この審問期日というのは、裁判所でいう弁論期日に当たるということになります。期日の回数からいうと、裁判所の弁論期日よりずっと少ない。ただ、実質は、中身が事務局の調査でもって相当煮詰まってきたのです。

○友井構成員 例えば、この事前分析表の中で基準になっているものとしては、平成22年度20回ということ。これとの比較で、そのカウントの仕方が違うのかどうなのかということですね。

○米澤総務課長 ここの現地期日は、同じカウントの仕方で行っています。

ただ、地方の事件を扱う時間がたまたま多いときもあれば、首都圏が多くなる時もありますし、これは、偶然だろうと思われまます。

○友井構成員 方向性としては、やはり適切にというか、別に消極になったということではないということですね。

○米澤総務課長 それは、できるだけ現地に行って期日はやっけていこうという方向では、変わっておりません。

○富越委員長 最近、職権調停と取り下げが多くなったのは、なるべく早く事務局が現地へ行っていることで、実質解決に至ったものがあることも要因だと思っています。審理に時間の掛かっている事件を見ていると、やはりなかなか和解ができにくくなっています。早く実情を調べた方が、事件は早く終わります。

○大川構成員 認知度の問題なのですが、公調委がどれほど知られているかというような調査はされたことはあるのでしょうか。あるいは、毎年その推移を見たり、あるいは認知度比率だけでなく、認知経路がどこなのかなどの調査はされているのでしょうか。調査対象は国民の場合もありましようし、あるいは弁護士に限ってもいいかもしれません。国民の場合は、法テラスの経験から言いますと、予算の都合上テレビ広報などはできませんので、なかなか調査できないと思うんですけども、その辺りはどうなのでしょう。

もし弁護士が代理人につくことが解決に当たって大きな意味を持つとすれば、弁護士に対する周知、認知度を高めなければなりません。それに当たって、何がネックになっているのでしょうか。先ほど出ているような、現地調査やADRならではの公調委のよさがもし弁護士に浸透していけば、利用率が高くなるでしょうし、あるいは、せっかく公調委に持ってきても大した解決にならないなという認識が広がっているとすれば、ここへ持ってこないでしょうし、その辺りもお聞きしたいと思います。

○米澤総務課長 国民全体の認知度という意味で、世論調査のような形で調査をしたことはございません。

認知経路別の割合は、調べております。8ページ一番下の円グラフを御覧いただけますでしょうか。申請に当たっての相談の場で、どこで公調委をお知りになりましたかということをお聞きしているんですが、やはり大多数が地方公共団体、特に市区町村経由でございます。また、8%、10%近い割合の方が法テラスを経由して御相談いただいております。

す。特に今、先生もおっしゃいました弁護士を通じてという人がかなり少ないということが、我々にとって大きな課題となっているところでございます。

○岡部事務局次長 一言御礼をこの際申し上げますと、昨年11月8、9日に、大川先生のいらっしゃる法テラスで、常勤弁護士実務研修をなさっていて、その中で、事務局審査官が公調委の制度についてお話をさせていただき時間をいただきました。そういった機会、弁護士にも制度を知っていただければと考えています。

また、先ほど自治体の話も少し出しましたが、私どもは、自治体に出かけて行って、組織の特色を説明させていただいてもおります。当事者がなかなか被害を立証することが困難な場合も多く、住民の方々、一私人では不可能な場合も多いため、それはケース・バイ・ケースで、職権調査を行うということもお知らせしております。

さらに補足すれば、ただ、数値を測るということではなくて、専門委員、各分野の先生方がおられますので、この先生方の御指導を得て調査設計を行っております。これはなかなか自治体の公害苦情相談の窓口でもできないところなので、こういった専門委員の知見を活用してございますということも御説明しております。

あわせて、もう一つ今、先ほど御指導いただいた話で、住民の方々には、インターネットでお調べになるので、地方公共団体の環境部局へ、我が方にリンクを張ってくださいとのお願いもしております。公害苦情相談でももちろんそれぞれ、その市町村等で御対応いただいているのですが、あわせて、これは裁判所なり、あるいは公調委を使ってもいいかもしれないというような場合に、市町村の事務担当者の方々とともに住民の方々にも、そこが分かるように、こういったことをしております。

○富越委員長 先ほど、公害というネーミングとイメージが合わないのではないかとのお話がありました。

地方自治体では、必ずしも公害審査会が窓口という形ではなく、自治体の苦情相談という形で対応しており、公害だという場合には、公害審査会の苦情受付につながるようです。ですから、自治体との連絡というのは大事だと考えております。

○山田構成員 この資料1の全体的なこと、よろしいですか。

4ページ、現行基本計画の4項目が挙がっているんですけども、それで、今、米澤課長から説明を伺って、中身はよく分かったんですけども、まとめ方として、4ページに項目を挙げてあったら、この項目順に5ページの各論をそろえてほしいなと思います。

○米澤総務課長 今後、工夫をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○山田構成員 もう一つ、8ページ、9ページのところで、4ページの全体的なことと言えば、自治体との連携方策、あるいは広報、今のインターネットも含めて広報の部分ですね。それで、制度・運用の浸透とフィードバックを行ったとあります。そのフィードバックの部分が少し分かりにくかったのですが、具体的に、例えば地方公共団体へ行って指導をしたり、あるいは連携の働きかけをしたりすると、担当者からは、こうしてほしいという要望が上がってくるだろうと思います。あるいは、裁判官、弁護士からも、要望が上が

ってきて、それに対してどのように応えることができるのか、あるいは応えた事例があるのか。その辺を教えていただきたいです。

○米澤総務課長 資料では書いていなかったのですが、例えば資料9ページのブロック会議を御覧ください。これもフィードバックの一つということになるかと思えますけれども、自治体を取り扱った事例、事例研究について意見交換などを行っております。その中で、例えば県としてはこういう対応をした、あるいは市としてはこういう対応をしたけれども、例えば公害等調整委員会を活用すればこういう対応もできたのではないかと、事例ごとにかなり突っ込んで行っておりますので、これは公害等調整委員会の活動のフィードバックということになるかと思えます。

○山田構成員 特に最終年度でしょうから、その現場の意見を酌み入れて、公害等調整委員会の現場や、あるいは地方公共団体へ行ったときのいろいろな技術指導などを見える化すると、国民の皆さんに分かってもらえるかなと思います。

○米澤総務課長 ありがとうございます。そこは今後工夫をいたします。

○山田構成員 よろしく申し上げます。

○磯野構成員 公害審査会との関係の事件で、公調委に上がってきているものもあるようです。非常に細かい事件が裁定という形で上がってきているということは、公害審査会ではどうにも難しいものが、裁定という形で公調委に申請されるということでしょうか。先ほど、裁定という形で上がってきても、実は和解できてしまうという話があると伺いましたが、公害審査会と公調委との関係の中で、現在、どのような役割分担的なものができていて、訴えた方はどんな感覚を持って申し立てられていらっしゃるのかということをお伺いしたいです。

公害審査会等で打ち切られた事件が公調委で係属ということですが、現状で、両者の関係を具体的に伺いたい。以前からと変化があったのか、あるいは変わらないのかということも含めて、伺わせていただければと思っています。

○岡部事務局次長 私の方から御説明いたします。お手持ちのパンフレットの6ページを御覧いただけますでしょうか。こちらに、公害紛争処理の流れということで、大まかな紛争処理の流れの全体像をフロー図で描いてございます。

ここが一番下に、公害紛争処理制度の解決と、それから裁判、司法的解決という出口があって、その直前の1段上を見ていただきますと、紛争解決の手法の種類として、公害紛争処理制度の手続も載っております。一つは裁定、これは公調委だけが行います。それから、あっせん・調停・仲裁に関しては、これは公調委と、都道府県公害審査会で、その事件の大きさなり管轄によって分かれます。

それで、実際に公害審査会の係属事件が公調委との関係で、実態上どう動いてきているのかというお尋ねでございました。

公害紛争審査会の係属事件の終結処理の状況ということでまず申し上げますと、これは公調委の白書として毎年発表してございますが、その平成23年度の数字を申し上げますと、

都道府県公害審査会等に係属した事件の中で、受付件数は36件でございます。それから、終結件数が合計で、23年度は35件。件数としてはこのような形で推移していると伺ってございます。

それで、公調委との事案の関係で、特に今回御用意させていただいた資料の中では、御指摘いただいた資料1の9ページの下のところ、公害審査会等の事案と公調委の事案ということで書いてございます。それで、申請者の方が調停を選ばれるということであれば、大規模事件でない限り、自動的に都道府県にまず受けていただくこととなります。その上で、公調委で、都道府県段階でもまとまらなかったケースなど、ここに来て改めて事実調査などをやり直して、その結果、例えば職権調停にしたりするということとはございます。

実は、本日こちらに参っています柴山委員が埼玉の公害審査会の事案を担当されたときに担当した騒音事件などは、埼玉の公害紛争審査会で調停を試みて、結果的にはまとまらなかったのですが、改めてこちらに、最初は裁定申請で来て、最終的には職権調停で解決したというような事案もございます。申請人の方が都道府県段階で納得がいなくても、もう一度公調委にトライしていただくという機会があるというような受けとめ方を、基本的にはさせていただいてございます。

それから、その下に、県公害委員会の管轄でも、全国の見地からの解決が必要な場合には公調委に引き継ぐということとはございます。

要すれば、都道府県の方で受けていただいた事件の中で、やはり事案に応じて、そこは、都道府県の審査会の御意見なり申請者の御意向を踏まえて、できる限りのことはさせていただくということは今も昔も変わらないのかなというふうに思っております。

そんな形で、お答えになりましたでしょうか。

○磯野構成員 職権で調停に移行した事例として書かれている事件ですが、これらは、いきなり裁定で出てきているのでしょうか。

それは、やはり裁定をしてほしいという非常に強い意思があったからでしょうか。

○佐藤企画法規係長 申請相談を担当しております立場から申し上げますと、初めに事務局で行っている申請相談の電話に幅広く、全国からいろいろお電話をいただくときに、我々としては、制度をニュートラルに紹介して、調停もありますし裁定もありますとお伝えしております。そして、調停を行うのであれば、場合によっては都道府県の審査会で行いますと御連絡しております。それぞれの事務の性質を御説明した結果、まずは調停からやってみようかなということで、都道府県に相談に行きますと言う方と、もう法的に判断をつけてほしいということで、初めから裁定という方もいらっしゃいます。かつて、公調委でも調停が多かった時代と比べまして、初めから法的判断といったお声があつて、最近では直接係属をする件数も増えてございます。

○磯野構成員 そのあたりは、事件がそれほど多くないので、引き受けてもいい事件なのでしょうけれども、できればもう少し地方の組織がうまく機能できればという気もしないでもありません。とは言っても、どう考えるべきかというのは非常に悩ましい問題のよう

な気がします。

○柴山委員 先ほど、公害審査会の件が出たと思いますが、例えば、東京都や埼玉県の公害審査会で騒音や振動に係わる事件を扱った場合の調停委員は、弁護士、医学関係の専門家、騒音・振動関係の専門委員3名で構成されることが多いようです。都道府県公害審査会委員により、調停委員の構成は変化することはないと思います。

騒音・振動に係わる調停で比較的成立が多い県として愛知県の公害審査会が挙げられます。愛知県は他県に比較して、騒音や振動を研究する大学や研究機関も多い。それらに関わっている関連分野の学生や研究者は、学会の研究会や支部活動を通じて、今、何が問題になっているかを知ることが可能です。また、提議された問題やその議論を通じ、公害問題を知り、その結果、研究会は、問題意識を持つ学生や問題の解決手法を研究する科学者を輩出している場の一つになっています。これらの効果は調停成立の程度に関係していると考えられます。

それとは反対に、公害審査会においては、専門委員の研究分野の事件と少し離れた委員を調停委員の構成メンバーとして、選択しなければならない場合も考えられます。公調委は個別事件の処理を通じて、測定や対策に関するノウハウの蓄積に努めてきておりますので、これらの経験は、広く市区町村の公害苦情相談や都道府県の公害調停等においても活用可能なものであると思います。

また、公害苦情相談や公害調停の中には、客観的なデータが不足しているものもあると思います。

公調委の場合では、被害の状況を把握するために、必ずしも測定専門業者に計測を依頼していません。事件の内容に応じた専門性の高い知識を持った専門委員に依頼していることから、専門委員自ら測定し、その測定データを処理し、結果を出した後、評価することもあります。

○松森委員 ただ、最近、公害審査会で内容のある調停が成立するケースが多くなっているという感想をもっています。

○米澤総務課長 先日、公害審査会より御報告をいただいた件でも、調停期日を9回も10回も行い、かなり詳細な調停事項で合意したというケースもありましたので、それも本当にケース・バイ・ケースということになるかと思います。調停、つまり話し合いという性格上、相手がそれにどう乗ってくるかどうかということもありますし、そこにうまく持っていけるのかどうかということは、それは本当にケース・バイ・ケースだということだろうと思います。

○磯野構成員 公調委の方から県に対して技術的援助をすることはできないのでしょうか。

○米澤総務課長 日々の御相談に応じることはもちろんございます。

ただ、個別の手續に、私どもの方から介入や関与することは全くできません。お互いに独立して、しかも調停なので、先生も御存じのとおり非公開の場でやっているものでございます。

ただ、個別に担当者の方から御相談はいつもありますので、それには誠実に対応するようにしておりますし、先ほど申し上げましたように、ブロック会議のような場で、個別の事例研究をして、お互いに情報交換を図っていこうという努力も続けていかなければと思っています。

○岡部事務局次長 あと、我々は裁定制度の中で、責任裁定の方は、ここで最終的な権利義務の判断をさせていただくわけでございますけれども、他方、原因裁定というのが御案内のとおりございまして、こちらの方は最終的に法的判断をするということではなくて、因果関係だけを判断しております。そうすると、実際には訴訟に係属中の事案とか、都道府県で調停係属中の事案も、申請をされる方のお考えによっては、私どもの原因裁定の申請をいただくということもできます。

○名取構成員 磯野先生がおっしゃったことと似ているのですが、やはり地方自治体とか地方レベル、市町村も含めて、そことの連携をどうマネジメントしていくのかというのが、私も4年前からこちらへ参加させていただいて、いつも感じていることです。

資料の2で、政策評価の対象とする政策等の目標で、(1)で公正かつ中立な立場からの迅速かつ適正な処理を図るという点については、これは一番よく説明をいただいているところで、委員の先生方からも御説明いただいて、いつも目標が達成されているという印象を持っています。

問題は(2)の方で、制度の利用促進を図るというところが、これも毎年やっているけれどもなかなか進まないというお話、説明をいただいているのですが、やはりこちらについては、見直しておく必要があるのではないかとというふうに感じております。お話を伺っている限りは、やはり、もっと来てくださいという、受け身の姿勢で事務的には動いているのではないかと印象を持っています。

一方で、先ほど、市町村レベルですか、自治体レベルで苦情相談は8万件ぐらいあるとのことでした。この8万件がどのように処理されているのかということが非常に気になります。8万件も来ているわけですから、これ以上広報しなくてもいいぐらいの規模になっているのではないかと思います。もちろん、その8万の中には重要なものもあれば、全くこれは対象にならないというような案件があるのですが、恐らくそれは市町村の相談窓口ベースで取捨選択されている可能性もありますし、もしかすると、例えば勇気を出して相談に行っても、何となく対応が悪いから、もう引っ込んでしまうということもあるかもしれません。特に今は、とにかく主張する人はどんどん主張しますが、やはり遠慮がちな人もいます。

それから、苦情相談から、何が原因で公害審査会や公調委に上がったのか、上がらなかったのかというのが、行政の中でも中央官庁の組織のところにもっと情報が集約されていてもよいのではないかと考えます。

何が大事で、何が大事ではないのかというところを、もしかしたら委員の先生方にも見ていただける機会を、例えば事務的に処理をすることで持てば、先ほどおっしゃった、今

隠れている公害であるとか、誰も公害とは思っていない新しい公害とか、そういったものが見つかる可能性が高まるのではないだろうかと思います。

そういう意味では、測定指標として、どのような文言を書けるかという、やはり情報の集約とか、情報の収集という形で、せつかく一番先頭のところまでは来ている情報を、できるだけ集約できるようなマネジメントを何か考えていくということがあると思います。どのくらい集約したかという、例えば件数は毎年とれると思いますので、市町村レベルには何らかのフォーマットを示すなり、何が起きているのかというのを集約できるような仕組みです。

もちろん8万件を全部皆さんで見ていただくということではなくて、少なくとも手元にあるという状態にしておくということです。手元があれば、後々の何らかのデータ処理はできると思いますので、何か新しいものが見つかっていくのであれば、それによって国民の安心・安全というのが、今まで時代が変わってきたということはよく言われていますが、どう変わってきているのかをもしかしたら示せるというところで、非常に意義のある作業になっていくのではないかなと思いますし、それによってまた案件も増えていくという可能性も出てくるのではないかなというのが、私の印象といいますか感想です。

○松森委員 北村先生がお見えになっています。先生には、最近、環境法の本などに、公調委のことを紹介していただいていますので、お尋ねさせていただきたいと思います。まず実際、大学の授業で公調委について教えていただく時間があるのでしょうか。また一般的に環境法でどの程度公調委に関する話がされているのでしょうか。例えば学部レベルでは、ロースクールレベルではどうでしょうか。

といいますのは、実は私自身、委員になるまで、弁護士でありながら公調委を知りませんでした。私としては一般学生に公調委という言葉だけでも知ってもらえたら、裾野が広がり利用されやすくなるのではないかと考えるからです。また、苦情窓口・苦情相談から、制度の話でロースクールなどで弁護士を志す人に教えていただければ、関心をもってもらえるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○北村構成員 磯野先生があちらこちらでお教えになっていらっしゃるようですが、授業には出しております。私どもの上智大学では、環境訴訟という講義がロースクールでありますし、学部レベルでも訴訟関係の講義がありますので、そこでは、これをお話してくださいというふうには担当の先生には連絡しております。

また、一昨年、「法学教室」という雑誌に米澤課長に写真つきで法学界デビューもしていただきましたので、そういうことで、だんだん認知度が上がるかと思っていますし、また、松森先生に一度、上智大学に来て講演していただくといいかなと思っています。

○磯野構成員 法科大学院の環境法の講義では、当然のこととして公調委で取り扱った事件を取り上げるとしています。

ただ、行政法の講義の中で取り上げるかという、そこまではなかなかいかないと思います。ですから、法科大学院でも行政法のレベルになると、北村先生のようなところでは

上げられるかもしれないけれども、一般論としては、ちょっとそこまではいきにくいかもしれません。

それで、学部ではどうかというと、学部でも一般的には、私などはしますけれども、そうでない先生の場合は、そうはいかない。つまり、民事訴訟のADRはやはり、公害紛争処理制度を取り扱うより、もう少し一般的なADRの方を取り扱っていらっしゃるようですよね。

ですから、そういう意味では、修習の段階とかそういうところでも、公害紛争処理制度のお話をされる方がいいかもしれない。

それから、公害や環境問題を扱う弁護士と、それ以外の弁護士のギャップが非常にあります。そのあたりで認知度を広めていくために、日弁連の環境公害委員会会議からも働きかけていただくよう、お願いをするのも一つの方法のような気がしますね。

公害関係を扱う弁護士は、どのようにうまく公害紛争処理制度を活用しようかということを考えているようですが、ただ、そのときに言われるのは、なかなか依頼人として、扱いにくい、やりにくいということです。どちらかといえば、裁判の方が支部だとかいろいろなものがあって割安だと思われています。足場の問題は大きいと思いますので、公害審査会でも、様々なところへ出張していくようにすると良いと思います

公調委では、出張してくるといのは非常に大きいのかもしいと思います。それを積極的に取り上げるといことはとても大事で、御本人が東京まで来なければいけないのかと思うと多分難しいので、そのあたりのところの広報活動はもっと必要かもしれません。○大川構成員 また話がそれで申しわけないのですが、地域、地方自治体との連携がいかに重要かということ、これまで観念として分かっていましたけれども、最近、震災対応をする中で、本当に思い知らされました。被災地では法律相談が多発しているのに、なかなか相談がないのです。地元の弁護士会は、相談は余りないし、地元の弁護士で十分対応できますよということ saying。沿岸部の法律事務所も、そんなに相談はありませんと言っていた。ところが、自治体は相談が多いと言うのです。このギャップが大きいんですよ。

どう打開したかといいますと、被災地に七つの拠点出張所を法テラスとしてつくりました。そうすると、今も、相談件数が予想以上に多いのです。それには理由が二つあるなど私は思っておりまして、先ほどの名取先生の御発言とも絡むのかなと思うのですが、法律相談所を設けて待っているだけでは人々は相談には来ないのです。福祉用語で言うアウトリーチをやって、こちらが出向いて行って、仮設住宅を回って法テラスのことをお知らせし、いつでも来てください、こちらからも出向きますとやらないとなかなか相談にはこないのです。また、自治体の大きな力も感じました。この法テラスの事務所をつくるのに、自治体と相談をして、自治体の敷地を提供してもらったりして、そこから今度は、自治体の広報の中に法テラスが出張所を設けましたと知らせる。そして、広報だけでなく、自治体に行った住民を法テラスの方に誘導していただくということの影響の大きさです。

その状況を見てみますと、やはり自治体との結びつきが大切です。私は弁護士会で市町村の法律相談などを行っておりますから、これで大体自治体と結びついていると思っただらとんでもないことで、それは表面的な結びつきでした。自治体が、特に法的な問題を抱えていながらどこにも持っていけないで困っているという状況が、どの市町村にもあります。だから、そこに司法が手を差し伸べていかないとなりません。法的サービスという観点からいくと、これまで司法と行政とは結びついていなかった。これから自治体と結びついていかないといけないというのが今日の状況です。被災地の自治体の中には弁護士を雇って、自治体内の法律問題やコンプライアンスなど、さまざまなものを作ってほしいという要請も出てきています。最近、日弁連だけでなく法テラスも岩手県に弁護士を派遣するというような状況が生まれております。

だから、公調委の人的パワーも本当に限られていますけれども、自治体との結びつきというのは観念として考えるのではなく、一歩足を踏み出して業務説明をやることから開始して、結びつきを深めたときに、たくさんの事件が出てくるのかなというのが私の今の認識です。

○北村構成員 最後に、少し気にしていることを二つばかり言いたいと思います。

一つは、例えば先ほどは寝屋川の話とか島原の話でございますが、これらの事件については、場合によっては公法の基準に違反しているとか、あるいは権限を持っている自治体が適切に権限を行使していないからであるということが推認もされます。これは、一件落着いても、きちんと継続的に処置を行ってもらわないと、また同じことが起こりかねないわけです。

しかし、これは次の話にもつながるのですが、ここの組織というのは国の機関です。司法機関でしたら、司法というのは、日本は国が全部やるというふうになっていますし、連邦制度はありませんからいいのですが、ここは国の機関なので、法律に基づく機関であるということの限界というのをどう見るかという問題があります。

例えば、環境大臣に対して勧告権は一応制度的にはありますが、あれは、昔は機関委任事務だったので、環境大臣に言えば都道府県知事・市町村長筋にすぐに知らされました。ところが今、地方分権の時代には、それがききません。そうしたときに、この委員会として何ができるか。物を言ってもらうのは都道府県の公害審査会を通じて言えますが、それは都道府県までにはしか行かない。例えば、神奈川県知事に言っても、政令市である横浜市には言えないということになって、ここの行政権限の適正行使に対する担保というのとはどのようにしていくのかということがあります。これは分権前には考えていなかったことですし、現在ならば少し工夫しなければならないことになります。

大川先生がおっしゃったこと、法テラスは、司法の場合はある程度自由に動けるんですが、ここでは非常に難しいということを確認しているところです。

もう一つ、これもやや意地悪なことなのですが、結局、この時代、地方にできることは地方にと言っただら、国は余り出張らないというのがメタのルールになっています。そうする

と、何でも公調委に申請してくださいということが果たしていいのかというのは、国の行政機関としては、何かの議論をしなければならないと思っております。私も意見は全く持っておりません。国が本来しなくてはならないことを国がやるというのが今のルールであって、それは全国的観点から多分担うと思うのですが、余り御近所の紛争というような事件が公調委へ来るといふ現状に関して、スタンス、立ち位置として、この組織がどうあるのかというのは、いずれは考えないといけないのかなという気がしています。

司法制度を念頭に置いてつくっている制度ですので、難しいことです。事件の種類によって違いがあるのかもしれないなと思いつつ、自治体との関係のスタンスのとり方が難しいなということで前々から思っています。

○吉村委員 どのような案件について、国の税金をつけてやるのかということは今後の検討課題かと思えます。

私は、どちらかという健康被害の立場で委員をしておりますので、その観点で、最近のこと、案件の特徴を一点だけ申し上げたいと思います。最近の健康被害の特徴は、かつての四大公害といった、暴露した量に比例して誰でも被害が起こるといったようなものではなくて、非常に特異的、それから個人差の非常に大きい健康被害の案件が多いということが特徴です。

例えば低周波による健康被害、それから低量の有害物質による健康被害といったような、一般の人にはすぐ出ないような健康被害でも、選ばれた人、あるいは選ばれた地域、あるいは特異的な体質に関連するような、そんな健康被害を、最近の特徴として、私の方から御報告させていただきます。

○岡部事務局次長 名取先生から先ほど、公害苦情の申請、情報の取りまとめなり、それをもとに案件を顕在化するよといふことで、貴重なコメントをいただきまして、ありがとうございます。

それと関連しまして、私どもが毎年11月に、全国の市町村から公害苦情を統計的にまとめて、それを公表しておりますので、若干補足させていただきます。先ほど申し上げましたように、23年度に新規に受け付けた公害苦情件数、全国全市町村で8万51件です。その中で、当年度内、23年度内の年度内に直接処理が完了した公害苦情件数は7万2,333件となっています。それがどのように処理されたかという内訳を公表させていただいております。原因消滅が約38%、申請人が措置に納得したというケースが約18%。それから、和解成立は、469件で約0.6%。それから、措置後3か月で再申し立てがないという項目が約23%というふうになっています。詳細は私どものホームページで、関連統計とあわせて公表されておりますので、御参考までに申し上げます。

また、23年度の公害苦情件数の中で申し上げますと、大きくは、典型七公害といわゆる呼んでおりますものと、それ以外の廃棄物投棄などのものというようなことで分かれております。典型七公害が全体で5万4,453件で、公害苦情件数8万51件の68%。それから、廃棄物投棄など、典型七公害以外の苦情件数は2万5,598件で、これは公害苦情件数の全

体の32%ということになっております。

七公害の中身としては、おおよその数字として、23年度では、大気汚染が32%、水質汚濁、約14%、土壌汚染0.5%、騒音約29%、振動3.5%、悪臭約21%になっております。

○大川構成員 白書や統計資料など、毎年公刊されているもの、公表しているものがあれば、この資料の中に加えていただいた方が、もっといい議論になるのかなと思います。

○米澤総務課長 承知いたしました。次回以降、そうさせていただきます。

今年につきましても、毎年度秋に御報告しております公害苦情調査と、6月に国会に御報告しております年次報告書を、先生方に後ほど送らせていただきたいと存じます。

また、先程名取委員がおっしゃったような、自治体との連携の実績の書き方がいつも平板になっているなというのは、私どもの方としても反省としてございまして、先ほどの公害苦情調査の結果も含めまして、中身が書きにくいというのもあって、毎年同じような書き方になってしまったのですが、工夫をしていこうと思っています。

○田口事務局長 公調委では、事件になったものについて、事務局職員がヒアリングなどを市町村に行っております。そうすると、市町村の方で苦情について、これは市町村にもよりますし、また、個別の紛争にもよるのですけれども、何年分もの苦情相談が、ずっと残っている資料は、事件の解決の際非常に役に立ちます。

最近増えている案件として、ビルの解体工事の騒音がございしますが、これは大体、公調委に紛争として申請される頃には、もう工事が終わってしまっています。ただ、苦情相談の時点で市町村の職員が現地に行き、騒音計で測った記録が残っていると、非常に事件解決の助けとなります。このようなことで、ほかに大学等の話も出ておりましたけれども、各方面との連携を非常に重視しております。ただ、それが公調委と地方公共団体とはそれぞれ独立して存在しており、制度の上では必ず報告をしなければならないということにはなっていないので、その中で、いかにして協力をお願いして連携を図っていくか、周知を図っていくかというところで、公調委としてもちょっと苦心しながらお願いをしていると、こういうところがございます。

そろそろお時間来ましたので、ほかにございましたら……

○友井構成員 最後に、取材対応・広報対応についてお聞きしたいのですが、先ほどの神栖の件の資料は、当日に出された資料ですよ。

○米澤総務課長 そうです。

○友井構成員 これは、裁判所の判決などではこういったものは出ないので、非常に分かりやすく伝える、あるいは、間違った報道がないようにという点で、非常にいいことだなと思います。

ただ一方で、こういった裁定などの判断について、報道すべきもので埋もれているものもあるのかなと思ったものですから、その辺りの報道対応についての考え方をお伺いしたいなと思います。

○田口事務局長 手続の上では、調停と裁定と分かれております。というのは、調停につ

いては、法律上は非公開で行うことになっておりますので、手続を行っている最中はなかなかこちらから公表するというのは難しいです。ただ、調停の際の調停条項について、両当事者のどちらかが受諾しないと言った場合に、受諾勧告をすることがあり、これについては公表になじむ部分があるとしています。

一方で、裁定の期日については公開で行うということになっております。ただ、もう一つの点として、どれだけメディアの方の御関心があるかどうかということがあります。神栖市のヒ素事件については、裁定を出した後、こちらで記者会見を設定して公開したのですが、そのような記者会見を設定するような事件というのは非常に少ないというのが実態でございます。小規模な事件については、それほど関心も集めないというようなことで、裁定書を両当事者に送付して、それで終わりとしています。あとは、年次報告でインターネットに発表するというような形で行っております。

やはり何らかの形で世間の耳目を集めるようなものについては、法律に基づく規定などを勘案しながら、できるだけ情報公開できるような形でということには考えていますけれども、数としては非常に少ないと感じております。

○米澤総務課長　そこは事件に応じて、やはり社会の耳目を集めるようなものは工夫をしていかないといけないと思います。この神栖の事件も、どのようにプレゼンテーションしないといけないのかというのは中でも議論をして、やはり裁定書の本体を置いただけでは記事も書きにくいので、いろいろ工夫をして、試行錯誤でやっているという感じですが。いずれにしても、事件の中身に依りて、御理解いただけるようなものにしていかなければいけないなと思っています。

○友井構成員　制度的な広報とはまた別の、個別の案件での結果が出たというのは、受け止め方としての印象というのもやはり強い場合もありますし、そこはもちろん状況によっていろいろあるだろうと思いますけれども、確かに総務省ですと総務省担当の方にとすると、場合によっては環境省とか環境問題やっている記者に向けて説明した方がいいとか、あるいは、低周波などでは、場合によっては消費者問題をやっている人、取材している記者なんかの方が反応がよかったりとか、そういうこともあるかもしれません。

○松森委員　もう一つ、昔は「判例時報」などにも公調委の裁定等について、結構載っていましたが、近年は数が少なくなっているように思えますので、これからは国民に影響があるような事件があれば、大規模事件でなくても、できるだけ載せてもらえるようにしていきたいですね。

○田口事務局長　では、時間も若干超過したようでございますので、本日の会議はここまでといたしたいと思います。本日皆様からいただいた御意見を踏まえまして、引き続き公害等調整委員会の業務を推進してまいりたいと存じます。また今後、事務局から、先ほど御要望のありました資料の点も含めまして、御相談、御連絡を申し上げることもあろうかと思っておりますので、その点、何とぞ御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これにて閉会といたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。